



柏崎市に居住している方の奨学金返還を支援します

奨学金返還 補助制度

ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金

【補助金額】

前年度に返還した奨学金の1/2（上限10万円）
※前年度の住民登録期間が1年未満の場合は、住民登録の月数で按分
※繰上返還については対象外

【対象者】以下のすべてを満たす方（主なもの抜粋）

住民登録・居住について

- 柏崎市に住民登録をした時点の年齢が34歳以下
- 前年度から申請日まで継続して柏崎市に住民登録があり、柏崎市内に住んでいる。
- 転勤等による一時的な住民登録でない。

卒業について

- 大学・短期大学・専修学校在学中に奨学金貸与を受け、平成27(2015)年3月以降に卒業

奨学金返還について

- 平成27（2015）年4月1日以降に奨学金の返還を開始
- 前年度返還分が返還計画にのっとり、
返還を開始した月
柏崎市に住民登録をした日の翌月 } いずれか遅い月から起算して60か月分以内に属する。
- 前年度に奨学金を滞納なく返還している。

課税・納税について

- 柏崎市民税が課税されている。（令和6（2024）年1月1日現在、柏崎市に住民登録がある方が課税対象）
- 柏崎市税に未納がない。

その他

- 国家公務員または地方公務員でない。
※公務員の場合、当該補助制度の対象外ですが「柏崎市奨学金」を償還している方については「柏崎市奨学金償還補助制度」の補助対象となる可能性があります。教育総務課（☎0257-21-2360）にお問い合わせください。

【申請方法及び必要書類】

以下の必要書類を柏崎市元気発信課に提出してください。

- 1 申請書兼実績報告書（別記第1号様式）
- 2 前年度の奨学金償還額を証明する書類
（対象部分の通帳のコピーなど前年度の月々の償還額がわかるもののコピー）
- 3 【初回申請時のみ】奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもののコピー
（初回償還年月日、債務者、奨学金種別、割賦金額がわかるもの）

※日本学生支援機構の場合：「**リレー口座の加入通知**」が必要です。
（無い場合、日本学生支援機構に再発行請求してください。）

柏崎市奨学金の場合：「**奨学金貸付決定通知書**」と「**奨学金償還明細書**」が必要です。
（無い場合、教育総務課に再発行請求してください。）

その他の団体等から貸与している場合は、元気発信課にご相談ください。

〇マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請が可能です。

右の二次元コードからお手続きください。

詳細は
二次元コードを
スキャンし、
ホームページを
御覧ください。



柏崎市ホームページ

初回申請の方は、書類用意に時間がかかる場合がありますので、お早目の手続きをお願いします！

【申請期間】

令和6（2024）年7月1日（月）から令和7（2025）年3月31日（月）まで

※令和7（2025）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

補助金の申請・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333 まで